

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年9月21日（令和3年（行情）諮問第385号）

答申日：令和5年9月25日（令和5年度（行情）答申第341号）

事件名：PCR検査に関する検討資料の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、その全部を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年6月4日付け厚生労働省発健0604第5号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

不開示の理由は「公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの」とあるが該当文書は公党の代表のツイッターに掲載され、類似文書も東京新聞2020.10.11「PCRが受けられない」訴えの裏で… 厚労省は抑制に奔走していた」という記事で紹介されている。以上の事から混乱を生じさせる可能性は低いと考え、審査請求を希望する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年4月7日付けで処分庁に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる文書の開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が、令和3年6月4日付け厚生労働省発健0604第5号により、原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を不服として、同年6月11日（同月14日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、本件対象文書を不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、「PCR検査に関する検討資料の一部」である。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書については、まさに新型コロナウイルス感染症の感染拡大が最初に始まった時期のものであり、当該感染症に係る新たな知見が随時発見され、新たな知見を踏まえて取るべき対策の方向性が随時更新されている状況において、行政機関としての最終的な意思決定がなされる前の内部検討のために作成された文書である。かかる文書を開示した場合、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、法5条5号に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の「第4 審査請求の趣旨及び理由」の中で、該当文書は公党の代表のツイッターに掲載され、類似文書も東京新聞2020.10.11「PCR検査が受けられない」訴えの裏で・・・厚労省は抑制に奔走していた」という記事で紹介されていることから混乱を生じさせる可能性は低いと主張する。しかしながら、上記3(2)のとおり、本件対象文書は行政機関としての最終的な意思決定がなされる前の内部検討のために作成された文書であり、外部の者によりその全部若しくは一部又は類似の文書が紹介されているとしても、行政機関が、内部検討のために作成された文書を公にした場合、当該文書の内容が当該行政機関により最終的な意思決定がなされたものであるという誤解を生じさせ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、その主張は認められない。

また、かかる文書が公開された場合、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定において、中立性が不当に損なわれるおそれがあるが、審査請求人はこの点を考慮していない。

5 結論

以上のとおり、本件対象文書について、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ① 令和3年9月21日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月13日 | 審議 |
| ④ 令和5年2月27日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年7月6日 | 審議 |
| ⑥ 同年9月8日 | 審議 |

第5 審議会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書について、その全部が法5条5号に該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、「記事で紹介されていることから、混乱を生じさせる可能性は低いと考え、審査請求を希望する」とし、本件対象文書の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきとしていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁は、理由説明書において、おおむね以下のとおり説明する。

本件対象文書については、正に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が最初に始まった時期のものであり、当該感染症に係る新たな知見が随時発見され、新たな知見を踏まえて取るべき対策の方向性が随時更新されている状況において、行政機関としての最終的な意思決定がなされる前の内部検討のために作成された文書である。かかる文書を開示した場合、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

また、かかる文書が公開された場合、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定において、中立性が不当に損なわれるおそれがある。

(2) 原処分に対して、審査請求人は、上記第2の2のとおり、該当文書は公党の代表のツイッターに掲載され、類似文書も新聞記事で紹介されていることから混乱を生じさせる可能性は低いと主張している。

(3) 以上を踏まえ検討する。

ア 当審査会にて確認したところ、本件対象文書は、広範なPCR検査の実施に関する問題点を整理したものであり、対応方針の検討を行うために取りまとめられた資料であることが認められる。

イ 法5条5号は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものを不開示情報と規定している。このような検討・協議等に関する情報については、行政機関としての意思決定が行われた後においては、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなり、同号の不開示情報に該当するとは判断され難くなる。一方で、意思決定が行われた後であっても、このような情報が公になると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている

同種の審議，検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合等には，同号に該当する場合があります。

ウ 諮問庁は，本件対象文書を不開示とする理由として，上記（１）のとおり説明する。これについて，当審査会事務局職員をして，更に詳細な説明を求めさせたところ，以下のとおりであった。

（ア）本件対象文書については，文書内の一部の表現，数値が強調された形で，SNSによる公表及び新聞報道されたため，厚生労働省がPCR検査に抑制的であるという，誤った見解が拡散したという認識である。

（イ）また，本件対象文書については，他の機関の作成したものを取得したわけではなく，厚生労働省が作成したものであり，各方面への説明に用いた事実は否定しないが，いつ頃作成されたかについては，少なくとも各方面への説明が行われた，令和２年５月以前と思われる。

エ これに関して，当審査会事務局職員をして確認させたところによると，本件開示請求が行われた令和３年４月時点では，既に社会的に広くPCR検査が実施されていたことが認められる。

また，当審査会において本件対象文書を見分したところ，本件対象文書は，仮定の条件を設定した場合における試算や想定される状況，これらを踏まえたPCR検査の在り方に関する一般的な考え方等が示されている。こうしたPCR検査の在り方に関する類似の解説については，医師会，学会関係者等により，インターネット上で広く公開されていたことが認められる。

オ 以上からすると，本件対象文書の内容は，開示請求時点においては意思決定前とはいえ，これを公にしても，PCR検査の実施に混乱を招くおそれや，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ，将来の意思決定に不当な影響を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

したがって，本件対象文書は，法５条５号に該当するとは認められず，開示すべきである。

３ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その全部を法５条５号に該当するとして不開示とした決定については，同号に該当せず，開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

- 1 昨年に作成されたとされる新型コロナワクチンの検査に関する内部資料
特定政党の特定氏がツイッターにおいて以下のような内容をツイートしている。“昨年5月、厚労省は「検査を拡大すると医療崩壊が起こる」とする内部文書を作成し、検査拡大を妨害していた。”
上記内部文書について開示を要求する。
- 2 本件対象文書
PCR検査に関する検討資料の一部